

持続可能な農業の推進と安定的な食糧の供給・確保に
向けた連携に関する協定書

大阪府泉大津市（以下「甲」という。）と和歌山県橋本市（以下「乙」という。）
は、持続可能な農業の推進と安定的な食糧の供給・確保に向け、相互の連携・協
力を積極的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が密接な連携により、SDG s の観点を踏まえ、
持続可能な農業の推進と安定的な食糧の供給・確保に向けた活動等を通し、農
業と食糧の安全・安心・安定した生産・消費の仕組みづくりを進めることを目
的とする。

（連携事項）

第 2 条 前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとと
もに、次の事項について連携・協力する。

- 1 農薬・化学肥料等の使用を抑制した安全な農業の推進に関すること
- 2 有機栽培による農業の実現に向けた調査・研究に関すること
- 3 学校等の給食米等の供給・購入に関すること
- 4 食育に関すること
- 5 農産物生産者の事業継続に関すること
- 6 その他本協定の目的に沿うこと

2 甲及び乙は必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項に
ついては、甲乙協議の上決定する。

（協定の見直し）

第 3 条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更が申し出されたときは、その
都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとす
る。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲又は乙から相手方に対して、別
段の意思表示を行わない限り、有効期間は更に 1 年間更新されるものとし、以
後同様とする。

（守秘義務）

第 5 条 甲及び乙は、本協定に基づき連携・協力するに当たり、事前に相手方の
同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（その他）

第 6 条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲及び
乙は、協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印
の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 8 月 1 9 日

甲 大阪府泉大津市東雲町 9 番 12 号
大阪府泉大津市

大阪府泉大津市長

南本 賢一

乙 和歌山県橋本市東家一丁目 1 番 1 号
和歌山県橋本市

和歌山県橋本市市長

平木 哲朗